

平成 27 年 11 月 13 日 (火)

平成 27 年第 3 回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会

会 議 録

岸和田市貝塚市清掃施設組合

平成27年第3回岸和田市貝塚市 清掃施設組合議会定例会議事日程

〔平成27年11月13日（金）〕
午後1時30分 開 議

- 第 1 会期決定について
- 第 2 報告第1号 平成26年度岸和田市貝塚市清掃施設組合継続費精算報告書の報告について
- 第 3 認定第1号 平成26年度岸和田市貝塚市清掃施設組合決算認定を求めるについて
- 追加日程
- 第 4 一般質問

出席議員（14名）

1番	川	岸	貞	利	2番	田	中	学
3番	谷	口	美保	子	4番	中	川	剛
5番	平	岩	征	樹	6番	真	利	一朗
7番	池	田	啓	子	8番	井	上	源次
9番	井	上	博		10番	金	子	拓矢
11番	烏	野	隆	生	12番	河	合	馨
13番	来	原	佳	一	14番	雪	本	清浩

欠席議員（なし）

出席議事説明員

管理者	藤	原	龍	男	副管理者	信	貴	芳	則
理事	波多	野	真	樹	理事	大	原	好	照
会計管理者	岸	澤	慎	一					
事務局長	田	中	一	裕	事務局次長	山	口	強	
総務課長	樽	谷	修	一					

幹事	文	野	清	人	幹事	山	内	正	資
幹事	高	橋	利	夫	幹事	山	本	雅	彦
幹事	野	村	圭	一	幹事	坂	井	永	二
幹事	稲	田	隆		幹事	頓	花	隆	

午後 1 時36分開会

○池田啓子議長

ただいまから、平成27年第3回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会を開会いたします。

まず、議員出席状況を事務局から報告させます。

○事務局

議員出席状況についてご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

以上で報告を終わります。

○池田啓子議長

ただいまの報告のとおり、出席議員14名をもちまして会議は成立いたしておりますので、これより本日の会議を開きます。

○池田啓子議長

次に、本日の会議録署名者を施設組合議会会議規則第101条の規定により、私から、5番平岩征樹議員、6番真利一朗議員を指名いたします。

○池田啓子議長

次に、本定例会における議事説明員は、お手元に配付しておりますとおりでありますので、報告いたします。

○池田啓子議長

これより日程に入ります。

日程第1、会期決定についてを議題いたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日の1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○池田啓子議長

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、1日に決定いたしました。

○池田啓子議長

次に、平成27年7月分から9月分までの3カ月分の例月出納検査結果報告につつま

しては、さきに議員各位にご送付いたしておりますとおりであります。

本件について質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」の声あり〕

○池田啓子議長

ないようですので、本報告を終わります。

○池田啓子議長

次に、日程第2報告第1号平成26年度岸和田市貝塚市清掃施設組合継続費精算報告書の報告を求めます。藤原龍男管理者。

○藤原龍男管理者

皆さん、こんにちは。よろしく申し上げます。

ただいま上程をされました報告第1号平成26年度岸和田市貝塚市清掃施設組合継続費精算報告書につきましてご報告を申し上げます。

本件につきましては、平成25年度から実施してまいりました旧清掃工場解体事業が平成26年度で完了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、継続費の精算の結果を議会にご報告申し上げます。

なお、報告書の内容につきましては、事務局長より説明をいたさせますので、よろしく願いをいたします。

○池田啓子議長

次に、補足説明を求めます。事務局長。

○田中一裕事務局長

それでは、補足説明をさせていただきます。

この精算報告書は、旧清掃工場解体事業における工事請負費の継続費についてのものであります。

まず、表左側、全体計画として、期間は平成25年度、26年度の2カ年で、年割額は平成25年度が2億8,000万円、平成26年度が4億2,000万円で、総額7億円で組まれてお

ります。

次に、表中ほど、実績といたしまして、支払済額は25年度が工事の前払金7,000万円、26年度が残りの工事請負費4億1,930万円で、全体として4億8,930万円の執行となりました。

したがって、表右側の比較欄内、年割額と支出済額との差2億1,070万円となり、不用額となっております。

以上で説明を終わります。

○池田啓子議長

ただいまの説明に対する質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○池田啓子議長

質疑なしと認めます。よって、本報告を終わります。

○池田啓子議長

次に、日程第3認定第1号平成26年度岸和田市貝塚市清掃施設組合決算認定を求めるについてを議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。藤原龍男管理者。

○藤原龍男管理者

ただいま上程の認定第1号平成26年度岸和田市貝塚市清掃施設組合決算認定を求めにつきまして、その提案理由のご説明を申し上げます。

平成26年度一般会計の決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により、監査委員の方々にその内容についてご審査をお願いいたしましたところ、慎重なご審査を賜り、このたび、審査意見をつけて議会の認定に付した次第であります。

平成26年度一般会計の歳入決算額47億989万9,478円に対しまして、歳出決算額が44億9,755万7,790円でありましたので、歳入歳出差引額が2億1,234万1,688円であります。

決算内容につきまして、まず、歳入から

ご説明申し上げます。

決算額は47億989万9,478円となり、予算現額に対しまして2億3,768万5,522円の減収となっております。

減収となりました主なものは、分担金の5億1,390万円であります。

また、増収となりました主なものは、繰越金の5,806万4,689円、諸収入の1億9,988万6,409円であります。

次に、歳出であります。決算額は44億9,755万7,790円となり、予算現額に対しまして4億5,002万7,210円の不用額が生じております。

不用額が生じた主な科目は、総務費の4億4,590万8,552円であります。

以上、一般会計の決算の概要をご説明申し上げましたが、決算書のほか、実質収支に関する調書、決算事項別明細書、財産に関する調書、決算に関する資料を提出しておりますので、何とぞよろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願いを申し上げます。

なお、決算の詳細につきましては、事務局長から説明をいたさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○池田啓子議長

次に、補足説明を求めます。田中事務局長。

○田中一裕事務局長

それでは、認定第1号平成26年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計決算認定を求めるについての補足説明をさせていただきます。

決算書9ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書からご説明申し上げます。

歳入総額47億989万9,000円に対しまして、歳出総額44億9,755万8,000円で、歳入歳出差引額は2億1,234万1,000円となり、実質

収支は2億1,234万1,000円でございます。

次に、歳入の明細について収入済額の欄を中心に説明申し上げます。

12、13ページをお願いいたします。

第1款分担金の収入済額は34億7,100万円ございまして、前年度と比べ3億7,900万円、9.8%の減少でございます。

両市の負担割合は、2割を均等割、8割を人口割で算出してございまして、岸和田市65.008%、貝塚市34.992%となっております。この結果、13ページ備考欄上から4行目に記載のとおり、岸和田市が22億5,642万7,680円、貝塚市が12億1,457万2,320円でございます。

次に、第2款使用料及び手数料の収入済額は2億4,749万2,380円ございまして、前年度と比べ1,715万6,600円、7.4%の増加でございます。

第1項使用料でございますが、主なものは、13ページ備考欄上から9行目の附属洗車場使用料の131万7,630円でございます。

次に、第2項手数料でございますが、その内訳は、廃棄物の処分手数料2億4,579万5,830円でございます。

次に、第3款繰越金は、4億2,271万7,689円でございます。内訳といたしましては、備考欄一番下、前年度繰越金2億1,271万7,689円、継続費2億1,000万円でございます。

14、15ページをお願いいたします。

次に、第4款諸収入の収入済額は5億958万9,409円ございまして、その主な内訳は、15ページ備考欄の金属類等売払収入5,922万8,053円、電力売払収入4億3,862万2,999円でございます。この電力売払収入は、ごみの焼却による発電効率を上げるとともに、一般競争入札の実施により、前年度より1億7,656万3,069円、67.4%の増加でございます。

第5款組合債の収入済額は5,910万円で、前年度と比べ5,420万円の増加でございます。その内訳は、備考欄一番下、ごみ処理施設増設事業債でございます。

以上、合わせまして最下段の収入合計は47億989万9,478円で、前年度と比べ1億332万3,872円の増加でございます。

続きまして、歳出の明細について説明申し上げます。

16、17ページをお願いいたします。

第1款議会費は、予算現額430万1,000円に対しまして、支出済額322万8,230円で、不用額は107万2,770円でございます。

次に、第2款総務費は、予算現額25億5,864万4,000円に対しまして、支出済額は21億1,273万5,448円、不用額は4億4,590万8,552円でございます。

第1項総務費につきましては、予算現額1億8,862万9,000円に対しまして、支出済額は1億7,952万2,888円で、不用額は910万6,112円でございます。

第1目一般管理費の支出済額は、1億7,513万1,266円でございます。その内訳は、備考欄の職員給与等1億6,036万3,124円及び清掃組合管理事務事業1,476万8,142円でございます。清掃組合管理事務事業は、当施設組合の運営に係る事務費でございます。

次のページ飛びまして、20、21ページをお願いいたします。

第2目総務管理費の支出済額は413万9,522円で、その内訳は、21ページ備考欄一番上、リサイクル啓発事務事業で3Rの推進事業やクリーンセンターフェア開催等に要するものでございます。

第3目公平委員会費の支出済額は5万9,500円で、公平委員報酬でございます。

第4目監査委員費の支出済額は19万2,600円で、監査委員報酬及び事務費でございます。

次に、第2項施設費第1目施設管理費につきましては、予算現額23億7,001万5,000円に対しまして、支出済額は19億3,321万2,560円で、不用額は4億3,680万2,440円でございます。

主な支出では、第11節需用費の支出済額は2億8,015万3,335円で、備考欄の消耗品費1億3,572万6,747円は、主に排ガス・排水の処理に必要な薬品類や焼却及びリサイクル設備の経年劣化に伴い交換する消耗品等の購入費でございます。

1つ飛びまして、光熱水費9,485万7,433円は、クリーンセンターの電気、上下水道等の料金でございます。

次の修繕料4,206万4,390円は、クレーン本体及びクレーンバケットやコンベア等の修理や整備点検に要した費用でございます。

22、23ページをお願いいたします。

第13節委託料の支出済額6億4,781万1,522円の主な内訳は、クリーンセンター運転管理委託に4億5,333万円、焼却灰等の埋め立て処分及び運搬委託に1億2,061万3,238円、中央制御システムの保守点検委託に1,998万円でございます。

第15節工事請負費の支出済額9億2,652万920円の主なものは、旧清掃工場解体撤去工事に4億1,930万円、定期点検整備工事に2億4,732万円、主灰クレーン増設工事に7,884万円、排水処理設備点検整備工事に4,705万8,840円、無機系原水槽塗装改修工事に3,456万円でございます。

第16節原材料費の支出済額7,130万5,374円の主なものは、定期点検整備工事用部品に5,022万円、ごみクレーンバケットの購入に1,447万2,000円でございます。

次に、第3款公債費は、予算現額23億8,164万円に対しまして、支出済額23億8,159万4,112円で、不用額は4万5,888円でございます。

その内訳は、23ページ備考欄中ほどの長期債元金償還事業に21億9,458万372円、長期債利子償還事業に1億8,701万3,740円でございます。クリーンセンターの建設に伴う土地、建物、設備に要した費用及びフェニックス計画による事業の起債の元金償還及び利子でございます。

第4款予備費でございますが、当初予算300万円に対しまして、予備費充当額はございません。

以上、歳出合計は、予算現額49億4,758万5,000円に対しまして、支出済額44億9,755万7,790円、不用額4億5,002万7,210円でございます。

続きまして、財産に関する調書を説明いたします。

26、27ページをお願いいたします。

公有財産、土地及び建物でございますが、土地は14万2,337.09平方メートルと前年度と変更はございません。建物は5万3,863.98平方メートルと前年度と比べ5,385.20平方メートルの減少となっております。これは、旧清掃工場の解体によるものでございます。

次に、28ページをお願いします。

重要物品調書でございます。取得価格が50万円以上の物品を掲載しておりますが、旧清掃工場の解体に伴い、前年度より37台減少の65台となっております。

説明は以上でございます。何とぞよろしくをお願いいたします。

○池田啓子議長

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はありますか。川岸議員。

○1番 川岸貞利議員

決算書15ページですけども、電力売払収入が前年と比較して1億7,000万円の大幅な増加ということで、今の説明では発電効率

を高めたということですが、もう一度
主な要因、いいことなんですけども、教
えていただきたいと思います。

○池田啓子議長

樽谷総務課長。

○樽谷修一総務課長

まず、主な点といいますと、FIT法に
基づきまして7月より一般競争入札のほう
に切りかえまして、その分が大きな要因の
一つになっております。

以上です。

○池田啓子議長

川岸議員。

○1番 川岸貞利議員

逆に言えば、その入札で大幅な増が純増
になるのか、逆に言うたら今までそういう
効率的な、今理由が効率的な発電とおっし
やられたんで、今までなぜできなかったん
かということ、そして今後はこれぐらいの売
払収入が継続できるんかどうか、お尋ねし
ます。

○池田啓子議長

田中事務局長。

○田中一裕事務局長

発電効率では非常に優秀なというんです
か、かなり優秀な効率を出してるというの
は過去からずっと、過去からというんです
か、ここ何年も続いている話でございます。
ただ、入札という行為になりますんで、売
却額、これは議員もご存じのとおり、電力
供給の状況でかなり大きく変わってくると
推測しております。今後、また電力の供給
状況、原発の稼働等もございますので、そ
の辺のところを見守っていきたいと思いま
す。

以上でございます。

○池田啓子議長

川岸議員。

○1番 川岸貞利議員

電力量を上げるために、例えばプラスチ
ックごみを燃やせば当然エネルギーが高ま
って発電が増加するように思うんですけど、
その辺はいかがですか。

○池田啓子議長

田中事務局長。

○田中一裕事務局長

今の議員の質問は理論上の話かと思いま
す。これは国の方針、またそれぞれ自治体
の方針がありますので、その辺のところは組
合としては差し控えさせていただきたいと
思います。

以上でございます。

○池田啓子議長

川岸議員。

○1番 川岸貞利議員

私の個人的な意見ですけども、今、両市
の分別収集、これは両市のごみ処理基本計
画に基づいてされてると思います。岸和田
市においては容器包装リサイクル法に基づ
く処理費用が約1億円、貝塚市の場合は約
5,000万円は要っておると思います。それ
を、毎年入札で決まるわけですけども、ほと
んどが還元剤で使われてる。つまり、溶鉱
炉で燃やしてるというような状況です。

以前からそのプラごみを焼却場に燃やし
ますと炉が傷むというような個々の説明を
受けておるんですけども、我々、こないだ、
東大阪市と堺市の焼却場に行きますと、や
はり全然問題ないよと。また、年度は忘れ
たんですけど、この組合議会に以前、東京
23区の千歳工場に視察に行ったことがあり
ます。これは東京都においては埋立地の延
命という目的の中でプラごみを全て燃やし
てる。分別収集はペットボトルのみとい
うことなんで、処理経費も含めてそういう燃
やせば、可能であればやはりここで燃やす
のも選択肢の一つかなと。

最終的には両市の分別の計画にもよるん

ですけれども、そういう両市の分担金を可能な限り軽減する方法の一つかなあとと思いますので、要はプラごみを燃やしたときに炉が傷むんじゃないしに、よその市はいけてますから、ましてや千歳工場は川重の同じような系列ですから、そこも五、六年燃やしてるんですが、炉の影響がないということで、ひとつこの機会にそういう、仮定の話なんですけれども、まずここで燃やしても炉が傷むのか傷まないのかということをお勉強していただきたいと思っておりますけど、その点いかがでしょうか。

今の分別収集の検討は別において、まずここで今の容器包装リサイクル法に基づくプラごみも燃やすことは可能かどうかをお勉強していただきたいと思っておりますけど、その点いかがですか。

○池田啓子議長

田中事務局長。

○田中一裕事務局長

当然、燃やす量がふえれば焼却炉の寿命は縮みます。これは1点、事実でございます。耐えられるか耐えられないかというのが、今、議員のお話やと思っておりますけども、炉の寿命は当然縮むということが1点です。

それと、当然、今発電をやっていますけれども、自然由来のものの割合が多ければそれだけ高く電気を買うてもうてるというのが1つの事実でございます。ですんで、プラスチック等がふえたら、今後売電収入がふえるというのは、その辺は一概に言えないというふうに思います。

以上でございます。

○池田啓子議長

川岸議員。

○1番 川岸貞利議員

その辺を含めて、やはり両市の負担を軽減すべく方法をこれから一生懸命取り組んでいただきたいなというふうに思います。

それと、ページが26ページですけれども、埋立用地の中で、昨年度か2年前かちょっと記憶にないんですけども、ちょうど流木の墓の近くの池、永吉池かなと思うんですけども、その造成とかその使用形態について教えていただきたいと思っております。

○池田啓子議長

田中事務局長。

○田中一裕事務局長

今、川岸議員言われた造成という意味では、当然最終処分地になりますので、安易にさわるものではないというふうに思っております。ですんで、去年度の決算におきましてという話やと思っておりますけども、去年度、造成等はしておりません。

以上でございます。

○池田啓子議長

川岸議員。

○1番 川岸貞利議員

思い間違いかどうかわかりませんが、少年野球に貸しておられるように聞き及んでるんですが、当然少年野球になりますとある程度の造成なり整地なりが必要と思っておりますけど、その点、思い間違いであれば申しわけないんですけど、お答えいただけますか。

○池田啓子議長

田中事務局長。

○田中一裕事務局長

経過としては、少年野球に貸された。これは1つの経過としてございます。ただ、その少年野球に貸すために組合が造成は一切やっておりません。これははっきりした話です。

もう一つが、今現在は貸すということはやっておりません。

以上でございます。

○池田啓子議長

川岸議員。

○1番 川岸貞利議員

確認なんですけども、少年野球が借りに来て、その造成については少年野球の団体が負担したということですか。少年野球の造成すらしてないという意味なんですか。

○池田啓子議長

田中事務局長。

○田中一裕事務局長

そもそも最終処分地内で上に置ける覆土の上にまた土を置くというのはいくらでもできると思います。ただ、造成ということ言うたら、そういう行為ではないよということでございます。

以上でございます。

○池田啓子議長

川岸議員。

○1番 川岸貞利議員

しつこいようですみません。どうこうはないんです。実態がわからないので質問させていただいてるんですが、要は、今は少年野球の団体が造成をして、今、少年野球場として使われてるのかどうかだけ教えてください。

○池田啓子議長

田中事務局長。

○田中一裕事務局長

今は一切使用しておりません。

以上です。

○池田啓子議長

井上博議員。

○9番 井上博議員

実は、先ほどの川岸議員のご質問、埋立用地、永吉池というんですか、そちらの分について少年野球のほうの方からお聞きしたところによりますと、何がしかの費用を出してあそこを造成しましたと。しばらくの間少年野球の野球場として使われておりましたけども、あるときそれが断

られて使わないようにということを言われてまして、それはそれでいいんですけども、その後、当時これを許可したいいわゆる清掃工場の組合の事務局長が何か訴えられたという話を聞いております。

決算とは直接関係ないんですけども、どっちがこれ訴えられたんですかちゅうたら、それはわからないということなんで、前局長に聞きましたところ、組合のほうから訴えられましたと。それについてどうされたんですかと言うと、弁護士が入って何か損害賠償どうのこうのということで何がしかの金をお支払いさせていただきましたという話なんですけども、先ほどの川岸議員のお話では、清掃工場はあの池を使用するのに当たって許可をしたと、それがだめになったと。造成も向こうが出してて、組合側が一銭も出してない。その上で途中からやめてくれということ言われて、その上に前局長が訴えられたということなんですけども、そこらあたりの経過と、ここに予算書ではそのいわゆる裁判の費用、そしてまた損害賠償としていわゆる前局長がお支払いしたという金額、もしよろしかったら教えてください。

○池田啓子議長

田中事務局長。

○田中一裕事務局長

まず、その造成ということでされたのは、組合の最終処分地の隣の土地を借りて、隣の土地をならして使いはったと。使うてもええよということ言うたというふうに聞いております。

そこまでは、組合のほうで答えを出したら当然管理者のほうとも話をしたことやということでは聞いておりますけども、隣地との間に水路、排水路のところ隣との土地の行き来を安易にできるために土を投入しはったと。その土を投入するに当たって、

要するに先方さんはそれを造成と思うてはるんかもわかりませんが、土を投入された。土を投入されたら、当然水の流れてくる上のほうの方は非常に困る話なんで、組合のほうにどういうふうになってるんですかという問い合わせがあった。

で、現状をこちらのほうで確認させていただいた。確認させていただいた結果的に、ちょうどおとしの10月に私がこちらのほうへ異動になって来て、その直前の話ですが、ちょうど秋の話なんで、いつ大雨降るかもわからんということで、早急にその土をどけることが必要であろうという判断になりました。

で、万が一それがあふれてしまって、処理場の土の一部がどこかに流出するとかいうことになると大変な問題になりますんで、その土をどけ、要するに世間一般で代執行ですね、本来は入れた人がやるべきの話です。ただ、入れた人が前局長に許可をもうたという話なんで、前局長の責任やという話です。

で、実質的に許可を与えたことについては書類等一切ないと。その当時、管理者にも確認したらそういうことは一切知らんということで、前局長が自分の意思で、決裁も何もなしに許可を与えはったと。せやから、訴えられたということじゃなしに、その費用を出してくださいよということで、当然先方さん、少年野球チームとしたら許可をもらってるのに私どもは払う必要がないと。ただ、その許可は何の根拠に基づく書類も一切何もないような状況なんで、組合としては当然、支出の明確でないようなお金を執行するわけにいかんということなんで、組合としてはお金、お金というより、万が一のことがあったらあかんので早急に土はどけた。そのどけた土を誰に請求するかというたら、結果的には前事務局長に請

求する形となったということです。

ただ、これが執行するのに時間的にか、先方との前事務局長との話し合いの時間もあったんで、お金の歳入については平成27年度に歳入されたということなんで、26年度の決算の中には含んでないということで、訴えられたというより、実費ですね、実費を求めたというようなイメージにとっただいただいたらええというふうに私は認識しております。

以上でございます。

○池田啓子議長

井上博議員

○9番 井上 博議員

ということは、27年度の決算においてそれがいわゆる数字が出てくるということですね。

○池田啓子議長

田中事務局長。

○田中一裕事務局長

そうでございます。

○池田啓子議長

井上博議員。

○9番 井上 博議員

ただ一つ、ちょっと解せんと思うのは、前局長は管理者にも了解をもらわずに許可を出したということなんですけども、当時、例えばここにおられる職員の皆さん、そういう内容のことについては、例えば次長なんか以前からおられたと思うんですけども、それは聞いたことなかったわけですか。

○池田啓子議長

山口事務局長次長。

○山口 強事務局長次長

私は平成24年の4月にこちらへ派遣されております。その今言う永吉池の少年野球、隣地を造成して使っています。これについては、それより以前に話し合いがあったということで、その隣地のは少年野球でいく

と、そこら辺は地主さんと話ができたのは、その時点よりまだ2年程前やということで、書類的にもそこら辺になります。

で、先ほどの少年野球が使ってた隣地と私どもの永吉池の水路をふさいだところは2メートル50ぐらいの段差がございます。そこに土を入れるのが、少年野球の指導者から言いますと前局長の許可を得たと、こういうことであります。

これも先ほどの賠償、賠償というか裁判をしたのではございません。局長が言いましたように、その経費を、独断で局長の権限を越えて行ったということで、その経費を支出させたということなんですが、なぜこうなったかということ、私ども組合からその指導者に聞いた話によると、前局長に許可を受けた。これははっきりおっしゃってました。そんな中で今言うたような話になったんですけど、それがちょうど、今局長が言いましたように、今から2年前の平成25年の5月ごろにその土を入れたというのが、いろいろ聞き取り等調査でわかりました。そのとき私は来ております。

ただ、そのことは、入れたのは、実際問題、その事態はそのときには私自身は知りませんでした。そんな中で、梅雨、それからあそこの管理上、草を刈りに行かなあかんということで私どもの職員が行ったときに、えらいことになってると。先ほど言いましたように、局長が言いましたように、その土地の上の耕作者の方の水路をふさいでしまうと、排水路をふさいでしまうと。

私どもとしても、これが台風、豪雨等で、今集中豪雨とかありますから、水があふれて、ほかに川も近くにありますが、そういうことでほかのところに汚染物と考えられる、つまり焼却灰を含んだ分が流れると汚染の可能性は否定できないと、こういうことの中で、すぐそれをどけなあかんとい

うのが、弁護士と話しした中で、先ほどの経過も全部弁護士と話ししておりますけど、その中で9月中に執行を決定しました。

そんな中で、今局長も言いましたように、局長は10月1日に来ましたが、ちょうど9月末からその月にかけてその分を取り除いたということで、その土の件については、実際問題、僕見に行ったのが、7月に入ってわかりましたんで、すぐさま弁護士に相談して処置をとったと、こういうことでございます。

○9番 井上 博議員

わかりました。結構です。

○池田啓子議長

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○池田啓子議長

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○池田啓子議長

討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決いたします。

本決算は、これを認定することに決しましてご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○池田啓子議長

ご異議なしと認めます。よって、平成26年度決算は認定されました。

以上で、本定例会に付議する議案は全て終了いたしました。

○池田啓子議長

続きまして、日程第4、一般質問に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

9番井上博議員。

○9番 井上 博議員

発言のお許しをいただきましたので、し

ばしの間ご清聴のほどよろしく願いいたします。

発言の趣旨といたしましては、資料に書いておりますとおり、私が前回の議会の定例会のときにご質問させていただきました自己搬入時間、現在は平日の1時から5時までということになっておりますけれども、これを、田中議員も同じようなご質問されたわけですが、自己搬入時間の拡大を行って、一般市民の便利に寄与してはどうかという話について、そのときの答弁といたしましては、最終、管理者及び副管理者の答弁においては検討いたしますと、課題を整理して協議させていただくということでございましたので、まずその課題の整理と結果についてお聞かせいただきたいということが、まず第1点でございます。

次に、第2点の質問といたしましては、これは前回の定例会のときに川岸議員が質問した内容と同じなんですけれども、実はそれ以前にも、本市の鳥居議員のほうからも25年度の第1回、26年度の第1回定例会、そして前回の27年度の第2回の定例会において、いわゆる事業系というんですか、一般事業者のごみの搬入の減免、この問題についてのご質問を過去において3回されておりました。

しかも、25年度、26年度におきましても、当時の管理者の答弁におきましては、内部で協議させてもらって、速やかに検討委員会を設置して協議させてもらうということでありましたが、この内容について、その後、前回の定例会においても川岸議員が同じようなことを質問されておりますけれども、その結果というものはいかがになったのかと、この2点について、結果というんですか、検討の結果及び進捗状況の内容についてご説明いただきたいと思っております。

以上です。

○池田啓子議長

藤原管理者。

○藤原龍男管理者

まず、1点目の搬入時間の拡大につきましては、今回の決算審査意見書の総括にもあるんですが、費用抑制に向けた取組みに一層尽力せよとありますが、私は8月11日の定例会の後、事務局長、次長に、両市、そして組合で何が問題点か、何が克服すべき課題かを含めて、対費用効果の面からも十分協議を進めるようにというふうをお願いをいたしました。

現在、両市と組合とで話し合いを進めていると、このように聞いておりますので、過大な支出を伴うものでありましたら、支出を伴わない、できるだけ費用が抑制できる範囲というのが大きな市民への負担の転換になると思いますので、その辺も考えて順次議論を進めるようにと、こういうふうにご指示はいたしておりますので、詳しいことは後ほど説明をいたさせます。

もう一つ、減免のことにつきましては、意見書の総括の中でも2ページの下から6行目、「事業系一般廃棄物処分手数料の減免制度の見直しをはじめ」と、こう書いてますので、これは議会の意見も大切であります。監査委員のほうからもこのような意見が出てるということを踏まえて、鋭意検討を進めるようにという話をしています。

実は、定例会の後、事務局長を初め、幹部職員で事業者のほうに訪問してもらい、意見聴取も今しています。見直しの方向に進んでいくことについて、改定の方向性を、これは持っているということは今言えますが、どの程度の見直しをいつするんかということは、まだ課題の整理をしてるということをご理解願いたいと。前に進んでいってるということは、管理者である私が答弁をさせてもらいたい、こう思います。

○池田啓子議長

井上博議員。

○9番 井上 博議員

はい、ありがとうございます。前向きな
ご答弁ありがとうございました。

以上でございます。

○池田啓子議長

これもちまして、一般質問を終わります。

以上もちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

各案件につきまして慎重にご審議賜り、
厚くお礼申し上げます。

これもちまして、平成27年第3回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会を閉会いたします。

午後2時26分閉会